

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	4-6
処分の種類	精神科病院に対する改善命令			
根拠法令条例等・条項	精神保健福祉法第38条の7第1項			
処分の概要	<p>入院患者の処遇が法律違反等適当でないと認めるとき、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出、変更又は処遇の改善のための必要な措置を採ることを命ずる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難)</p> <p>【参考】 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の7第1項 (改善命令等) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			